

令和2年4月20日

会員事業所の皆さんへ

東出雲町商工会

会長 加藤 勇

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る
国の休暇取得支援制度の活用について

平素より、商工会の事業ならびに運営につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月9日に、島根県内で初めての新型コロナウイルス感染症の感染者が松江市内で確認されたことから、島根県は感染拡大の抑制のための新たな予防措置として、4月15日から松江市内の県立学校を休業するとともに、松江市に対し小中学校の休業を要請し、16日から臨時休業されています。

国においては、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に対して助成する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(新たな助成金制度)」(別紙)が設けられています。

つきましては、島根県知事から、この休業等対応助成金を活用して従業員の皆さんそれぞれの事情に応じた休暇取得に配慮をいただくよう協力依頼がありましたので、各事業所でご事情はあると思いますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにご協力いただきますようお願いいたします。

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】


令和2年2月27日～6月30日までの間に取得した休暇

※年次有給休暇や欠勤、短時間勤務を事後的に特別休暇に振り替えた場合も対象になります。ただし、労働者本人への説明・同意が必要です。

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

【適用日】

令和2年2月27日～6月30日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

ただし、上記②の子ども（感染した等）の世話をを行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター：[0120-60-3999](tel:0120-60-3999)

詳細は、 **臨時休業 個人委託** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。

